

令和7年度 第1回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和7年9月8日（月） 14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

佐 賀 県

【諮問事項】

第1号	東明館高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について	1
第2号	東明館中学校の収容定員に係る学則の変更認可について	2
第3号	佐賀星生学園の課程設置認可及び目的変更認可について	3
第4号	佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校の学科の設置認可について	6

【参考】

[illegible]

佐賀県私立学校審議会 委員名簿

(令和7年8月18日現在)

区 分		氏 名	現 職	任 期 (4 年)	備 考
私 立 学 校 代 表	中 学 校 ・ 高 等 学 校	副島 政史	北陵高等学校長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		笠 慶宣	佐賀学園理事長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		檜崎 浩史	弘学館中学校・高等学校学館長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	幼 稚 園	堤 孝雄	弥生が丘マイトリ幼稚園長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		福元 芳子	西九州大学附属三光幼稚園副園長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	専 ・ 各	堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
学 識 経 験 者		青木 一功	佐賀県議会議員	令和7(2025).8.18～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科教授	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		平野 智子	(株) キャリアサプライ代表取締役社長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		谷川 靖夫	佐賀県私立中学高等学校保護者会連絡協議会会長	令和7(2025).8.18～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 友枝	公認会計士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		力久 尚子	弁護士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	

諮問第 1 号 東明館高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について

・学校法人東明館学園が設置する東明館高等学校について、収容定員の変更に係る学則の変更認可について諮問するもの。

1 変更の目的	近年、少子化の影響で入学希望者が減少しており、学則に定める収容定員数を充足していない状況が続いている。この実態に合わせ、収容定員を 600 名から 450 名に変更する。														
2 学校の名称	東明館高等学校														
3 所在地	三養基郡基山町大字宮浦字車路 6 8 3 番地イ														
4 設置者	学校法人東明館学園 理事長 神野 元基														
5 概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr> <tr> <th>学科名</th><th>収容定員（名）</th><th>学科名</th><th>収容定員（名）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td><td>600</td><td>普通科</td><td>450</td></tr> </tbody> </table>			変更前		変更後		学科名	収容定員（名）	学科名	収容定員（名）	普通科	600	普通科	450
変更前		変更後													
学科名	収容定員（名）	学科名	収容定員（名）												
普通科	600	普通科	450												
6 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日														

【根拠規定】

（高等学校の収容定員変更）

- （１）学校教育法第 4 条第 1 項
- （２）私立学校法第 7 条第 1 項

諮問第 2 号 東明館中学校の収容定員に係る学則の変更認可について

・学校法人東明館学園が設置する東明館中学校について、収容定員の変更に係る学則の変更認可について諮問するもの。

1 変更の目的	近年、少子化の影響で入学希望者が減少しており、学則に定める収容定員数を充足していない状況が続いている。この実態に合わせ、収容定員を 360 名から 240 名に変更する。								
2 学校の名称	東明館中学校								
3 所在地	三養基郡基山町大字宮浦字車路 6 8 3 番地イ								
4 設置者	学校法人東明館学園 理事長 神野 元基								
5 概要	<table><tr><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>収容定員 (名)</td><td>360</td><td>240</td></tr></table>				変更前	変更後	収容定員 (名)	360	240
	変更前	変更後							
収容定員 (名)	360	240							
6 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日								

【根拠規定】

(高等学校の収容定員変更)

- (1) 学校教育法第 4 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 7 条第 1 項

諮問第3号 佐賀星生学園の課程設置認可及び目的変更認可について

・学校法人星生学園が設置する佐賀星生学園について、文化・教養専門課程「情報デザイン学科」を新設するため、専修学校の課程設置認可及び目的変更認可について諮問するもの。

1	目的	高等課程を卒業する生徒の進路の1つとして、引き続き佐賀星生学園で学ぶことができる環境を用意し、生徒がデザインのスキルを学び、将来経済的自立を目指せるように、文化・教養専門課程「情報デザイン学科」を新設する。																		
2	名称	文化・教養専門課程 情報デザイン学科																		
3	所在地	佐賀市鍋島町大字森田291番地1																		
4	設置者	学校法人星生学園 理事長 安部 雅世子																		
5	概要	・学則の「目的」を変更する。																		
		変更前		変更後																
		(目的) 第1条 本校は、学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、 <u>商業実務</u> 高等課程を設置し、生徒の職業もしくは実生活に必要な技能と教養の向上を図り、生徒の心の充実及び、豊かな人間性の育成を目的とする。		(目的) 第1条 本校は、学校教育法に基づき、 <u>商業実務</u> 高等課程及び <u>文化・教養</u> 専門課程を設置し、生徒の職業もしくは実生活に必要な技能と教養の向上を図り、生徒学生の心の充実及び、豊かな人間性の育成を目的とする。																
		※従来は商業実務分野の教育のみを目的としていたが、今回新たに文化・教養分野の教育を行うこととしたもの。																		
		(変更前)																		
		<table><tr><td>分野</td><td>課程</td><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>商業実務</td><td>高等</td><td>総合実務科</td><td>3年</td><td>180人</td></tr></table>				分野	課程	学科名	修業年限	収容定員	商業実務	高等	総合実務科	3年	180人					
分野	課程	学科名	修業年限	収容定員																
商業実務	高等	総合実務科	3年	180人																
6	開設の時期	(変更後)																		
		<table><tr><td>分野</td><td>課程</td><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>商業実務</td><td>高等</td><td>総合実務科</td><td>3年</td><td>180人</td></tr><tr><td><u>文化・教養</u></td><td><u>専門</u></td><td><u>情報デザイン学科</u></td><td><u>2年</u></td><td><u>40人</u></td></tr></table>				分野	課程	学科名	修業年限	収容定員	商業実務	高等	総合実務科	3年	180人	<u>文化・教養</u>	<u>専門</u>	<u>情報デザイン学科</u>	<u>2年</u>	<u>40人</u>
		分野	課程	学科名	修業年限	収容定員														
		商業実務	高等	総合実務科	3年	180人														
		<u>文化・教養</u>	<u>専門</u>	<u>情報デザイン学科</u>	<u>2年</u>	<u>40人</u>														

7 施設・設備	既存校舎の施設・設備を使用し、学生用パソコンについては新たに整備する。
8 教職員	既存の教職員により対応し、学科新設に伴い新たに2名教員を採用する。

【根拠規定】

(専修学校の課程設置、目的変更)

(1) 学校教育法第130条第1項

(2) 私立学校法第7条第1項

佐賀星生学園の概要

1 教職員数 (新たに採用予定の教員を含む)

校長	1名
教頭	1名
事務職員	2名

(高等課程)

基幹教員	13名
非基幹教員	20名

(専門課程)

基幹教員	3名
非基幹教員	8名

佐賀星生学園 情報デザイン学科 教育課程表			
教 科	科 目	1年次	2年次
		単位数	単位数
商業デザイン	商 品 ・ パ ッ ケ ー ジ 演 習	2	4
	グ ラ フ ィ ッ ク 制 作	2	
	イ ラ ス ト レ ー タ ー 入 門	2	
	デ ザ イ ン 教 養	2	
	Web デ ザ イ ン	2	4
	ユ ー ザ ー に 好 ま れ る デ ザ イ ン		3
	デ ザ イ ン マ ー ケ テ ィ ン グ	2	3
	フ ォ ト シ ョ ッ プ と 印 刷 物 の 加 工 ・ 編 集 1	3	
	フ ォ ト シ ョ ッ プ と 印 刷 物 の 加 工 ・ 編 集 2		3
	フ ォ ト シ ョ ッ プ と 写 真 加 工 1	3	
	フ ォ ト シ ョ ッ プ と 写 真 加 工 2		3
卒業研究	卒 業 制 作		2
資格対策	各 種 資 格	2	2
キャリアデザイン	ビ ジ ネ ス マ ナ ー	1	2
	職 業 探 究 ・ 就 業 体 験 実 習	2	2
一般教養	Office ・ CANVA の 基 本 的 な 活 用	3	
	チャットGPTを使った簡単なデータ活用	2	2
	心 理 学	2	
	す ら ら （ 基 礎 学 力 向 上 ）	2	2
総 計		32	32

諮問第4号 佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校の学科の設置認可について

・学校法人旭学園が設置する佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校について、「美容科」の新設について諮問するもの。

1	変更の目的	現在「トータルビューティ科」のコースとして「エステティックコース」「美容コース」を設置しているが、エステティックコースは進学を希望する生徒が多いことから、普通科へ編入し、美容コースを独立した学科「美容科」として新設する。																																																												
2	学科の名称	美容科																																																												
3	所在地	佐賀市本庄町本庄1 2 6 3 番地																																																												
4	設置者	学校法人旭学園 理事長 内田 信子																																																												
5	概要	<table><thead><tr><th colspan="3">変更前</th><th colspan="3">変更後</th></tr><tr><th colspan="2">学科・コース</th><th>収容定員</th><th colspan="2">学科・コース</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">食物科</td><td>240</td><td colspan="2">食物科</td><td>240</td></tr><tr><td><u>トータルビューティ科</u></td><td><u>エステティック美容</u></td><td>360</td><td colspan="2"><u>美容科</u></td><td>360</td></tr><tr><td colspan="2">衛生看護科</td><td>210</td><td colspan="2">衛生看護科</td><td>210</td></tr><tr><td rowspan="5">普通科</td><td>進学</td><td rowspan="5">540</td><td rowspan="5">普通科</td><td>進学</td><td rowspan="5">540</td></tr><tr><td>美術</td><td>美術</td></tr><tr><td>メディカルケア</td><td>メディカルケア</td></tr><tr><td>ファッション</td><td>ファッション</td></tr><tr><td>ビジネス</td><td>ビジネス</td></tr><tr><td>カフェクリエイト</td><td>カフェクリエイト</td></tr><tr><td colspan="2"><u>エステティック</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,350</td><td colspan="2">合 計</td><td>1,350</td></tr></tbody></table>						変更前			変更後			学科・コース		収容定員	学科・コース		収容定員	食物科		240	食物科		240	<u>トータルビューティ科</u>	<u>エステティック美容</u>	360	<u>美容科</u>		360	衛生看護科		210	衛生看護科		210	普通科	進学	540	普通科	進学	540	美術	美術	メディカルケア	メディカルケア	ファッション	ファッション	ビジネス	ビジネス	カフェクリエイト	カフェクリエイト	<u>エステティック</u>			合 計		1,350	合 計		1,350
変更前			変更後																																																											
学科・コース		収容定員	学科・コース		収容定員																																																									
食物科		240	食物科		240																																																									
<u>トータルビューティ科</u>	<u>エステティック美容</u>	360	<u>美容科</u>		360																																																									
衛生看護科		210	衛生看護科		210																																																									
普通科	進学	540	普通科	進学	540																																																									
	美術			美術																																																										
	メディカルケア			メディカルケア																																																										
	ファッション			ファッション																																																										
	ビジネス			ビジネス																																																										
カフェクリエイト	カフェクリエイト																																																													
<u>エステティック</u>																																																														
合 計		1,350	合 計		1,350																																																									
6	開設の時期	令和8年4月1日																																																												
7	施設・設備	既設学科・コースの施設・設備により対応する。																																																												
8	教職員	既設学科・コースの教職員により対応する。																																																												

【根拠規定】

(高等学校の学科設置)

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第8条第1項

諮問事項 根拠法令

<学校教育法>

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
(以下略)

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(以下略)

<私立学校法>

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学

校教育法第四条第一項の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

(以下略)

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。

(以下略)

<専修学校設置基準>

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員(本務として当該専修学校における教育に従事する教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。))又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。)でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。))の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

(以下略)

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数(第三十九条関係)

課程の 区分	学科の属する分野 の区分	学科の属する分野ごとの生徒 総定員の区分	教員数
高等課程 又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百人まで 六百一人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$ $14 + ((\text{生徒総定員} - 600) / 60)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から四百人まで 四百一人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$ $10 + ((\text{生徒総定員} - 400) / 60)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人以上	3 $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 60)$

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの

別表第二イの表により算定した面積

二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの
又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれかの分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積(第四十七条関係)

イ 基準校舎面積の表

課程の 区分	学科の属する分野の 区分	学科の属する分野ご との生徒総定員の区 分	面積(平方メートル)
高等 課程 又は 専門 課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又 は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	260 $260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・教 養関係	四十人まで 四十一人以上	200 $200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般 課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又 は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・教 養関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

ロ 加算校舎面積の表

課程の 区分	学科の属する分野の 区分	学科の属する分野ご との生徒総定員の区 分	面積(平方メートル)
高等 課程 又は 専門 課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又 は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	180 $180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・教 養関係	四十人まで 四十一人以上	140 $140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般 課程	工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係又 は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	110 $110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・教 養関係	四十人まで 四十一人以上	100 $100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$





